

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
1	実施方針	3	1	4	(2)			事業方式	本件はDB方式を採用しているが、維持管理運営事業者についてはいつ頃決定されますでしょうか。また、維持管理運営事業者から設計建設企業に対する要望等があった場合、原則受け入れる義務は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営事業者は、令和12年度内の供用開始に合わせた時期に選定予定です。なお、同事業者からの設計に係る要望対応義務は、原則生じません。ただし、要求水準書に基づき、施設引渡し時に同事業者へ設計上の配慮事項や意図を確実に引き継ぐことを求めており、その際、必要に応じて協議等を行う場合があります。
2	実施方針	4	1	4	(3)			事業期間	事業期間において、契約の締結が令和9年(2027年)2月、設計・建設期間が令和9年(2027年)4月とあり、契約締結後設計業務ができるようご検討お願いできないか。少しでも長く設計における調整期間を確保できればと考えている。	契約締結後、速やかに設計業務に着手できるよう記載を修正いたします。詳細は入札説明書等においてお示しします。
3	実施方針	4	1	4	(3)			事業期間	建設工事の着手は令和10年(2028年)6月以降、かつ申請予定の交付金・補助金の交付決定後とすることと記載されているが、令和10年6月には交付が決定されているという認識でよろしいでしょうか。	申請予定の交付金等は、6月の交付決定を目指し手続きを進めますが、現時点で時期を確約するものではありません。なお、交付対象外の工事は、市との協議により交付決定前の着手も可能です。詳細は入札説明書等でお示しします。
4	実施方針	4	1	5				支払い条件	支払い条件において、各年度に予定する業務の出来高に応じて支払うものとして記載がありますが、令和10年度の支払想定額が設計業務費の残額となっている。今後、設計・建設期間については検討をすることになるが、建設工事の着手は、令和10年(2028年)6月以降となっており、令和10年度に既に工事着手している見込となるため、支払想定額として令和10年度に建設費も考慮いただけないか。	各年度の支払限度額の設定については、市の想定出来高が基本となりますが、契約時の協議により調整は可能と考えております。詳細な支払い条件につきましては、入札説明書等において改めてお示しいたします。
5	実施方針	4	1	5			支払い条件	建設費について令和10年度の支払いを想定されていませんが、当該年度に建設工事に着手した場合は、出来高に応じた支払いとしていただくことについて協議可能でしょうか。		
6	実施方針	4	1	5				支払い条件	「本市が定める支払限度額の範囲内」とありますが、本事業の予定価格は入札説明書において示されますでしょうか。	ご質問のとおり、入札説明書に明示します。
7	実施方針	6	2	3	(1)			事業者の募集 ・選定スケジュール	令和8年6月7月に予定されている個別対話の実施日程を、提案書作成期間確保のため、1~1.5か月早めて頂くよう検討をお願いいたします。	具体的な対話日程につきましては、提案期間確保の観点から入札説明書等の公表に向けて改めて検討いたします。
8	実施方針	6	2	3	(1)			事業者の募集 ・選定スケジュール	令和8年6・7月の個別対話の時期を1か月前倒しでの実施は出来ないでしょうか?特に2回目の7月の実施は提案書提出の9月に近く、提案内容の修正時間が取れない可能性があります。	
9	実施方針	6	2	3	(1)			事業者の募集 ・選定スケジュール	個別対話の時期が令和8年6月、令和8年7月に2回予定されているが、提案期間を最大化するために対話時期の変更は可能でしょうか。(1ヵ月程度前倒し)	

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
10	実施方針	6	2	3	(1)			提案書の受付締切	提案書作成にかかる期間を少しでも長く確保したいため、1月延長の10月末頃としていただけないか。	提案書の作成期間を可能な限り確保するため、9月下旬を提出期限とする方向で検討いたします。詳細なスケジュールにつきましては、入札説明書等において改めてお示しいたします。
11	実施方針	6	2	2				選定委員会	「選定委員会は非公開」とありますが、委員会の委員は、入札説明書等に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	選定委員の氏名につきましては、既に本市ホームページにおいて公表しており、入札説明書等においても、委員の名簿をお示しする予定です。
12	実施方針	8	2	3	(2)	シ		基本協定及び契約締結	仮契約と議会の議決を経た本契約は別々に書面で締結するものでしょうか。それとも議会の議決を経た時点で仮契約が本契約として効力を生じるものでしょうか。	本事業における契約手続きにつきましては、仮契約書の中に「札幌市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる」旨の条項を設ける予定です。したがって、議決後に改めて別の契約書を作成・締結するものではなく、議決を経た時点で、締結済みの仮契約が本契約として成立することとなります。
13	実施方針	15	別添資料1	リスク分担表(案)		No.3		法令変更リスク	法令変更リスクにおいて、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法に関して事業者負担となっていますが、入札公告後の変更や新規立法は、事業者負担ではないと思われませんが、いかがでしょうか。	企業が事業活動を行う上で当然に遵守すべき法令への対応は、原則として事業者の責任と負担において対応いただくものとしております。ただし、入札公告後の予見できない法令変更等により、事業の継続が困難となるような著しい影響が生じる場合等、リスクの分担について疑義が生じた際には、契約書(案)の「条件変更等」の規定に基づき、本事業への適用関係を含めて協議を行うことといたします。
14	実施方針	15	別添資料1	リスク分担表(案)		No.6		税制変更リスク	税制変更リスクにおいて、上記以外の税制の変更等に関して事業者負担となっていますが、入札公告後の変更は、事業者負担ではないと思われませんが、いかがでしょうか。	主に法人税や事業税など、事業者の経営に係る一般的な租税公課の変更は、原則として事業者の責任と負担において対応いただくものとしております。ただし、本事業に特化した新税の創設など、入札公告時において予見することのできない税制の変更により、事業収支に著しい影響が生じる場合につきましては、前問No13の法令変更に関する回答と同様に、本市と事業者による協議の上、その対応を決定することといたします。
15	実施方針	15	別添資料1	リスク分担表(案)		No.19		物価変動リスク	物価変動リスクにおいて、スライド条項を適用とございますが、請負工事のみではなく、設計業務・工事監理業務への人工単価の変更(国交省告示第8号)に伴う業務スライドの運用もお願いいたします。	本市においては、現時点で設計・コンサルティング業務等へのスライド制度の導入に至っておらず、本事業において独自に先行して導入することは現段階では困難な状況にあります。本事業におけるスライド条項の適用対象は、現行の札幌市の規定に基づき、「建設業務」に限定する予定です。
16	実施方針	15	別添資料1	リスク分担表(案)		No.19		物価変動リスク	物価変動リスクにおいて、スライド条項を適用とございますが、公共単価の無い見積物の上昇分、また残工事費の1.5%(全体スライド条項)と対象工事費の1%(単品スライド条項)の各々で事業者の負担が生じますが、事業者側が負担することが無い様に運用の見直しをお願いいたします。	国の「公共工事標準請負契約約款」等の考え方に準拠した、札幌市におけるの建設工事の統一的な運用基準に基づき設定する予定であり、本事業において独自に先行して基準を見直すことは現段階では困難です。

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
17	実施方針	16	別添資料1	リスク分担表(案)		No. 20 No. 21		測量・調査リスク	埋蔵文化財について、調査済区域若しくは可能性地になっており、万一埋蔵文化財と思われるものを発見した場合、工期等工事に影響のあるリスクに関しては、貴市のリスクとしていただけないか。	「調査済区域」等の工事可能なエリアにおいて、万一、予期せぬ埋蔵文化財が発見され、工期や工事費に影響が生じた場合につきましては、入札公告時に公表予定の「設計建設等請負契約書(案)」における条件変更等の規定に基づき、発注者(本市)と事業者で協議の上、履行期間の延長や費用の負担等の措置を講じることとなります。
18	実施方針	16	別添資料1	リスク分担表(案)	注釈※4			物価変動リスク	「契約期間中における賃金又は物価の著しい変動に対応するため、スライド条項を適用する。その具体的な適用条件、手続き、及び契約価格改定の起算日等の詳細については、本事業において別途定める設計建設等請負契約書に示す」との記載があるが、公的指標に基づく価格と実勢価格との間にはいまだ乖離があると認識している。今回設計建設等請負契約書の中では、物価スライドの客観的根拠となる公的指標やそれ以外の指標等の具体もお示しいただくとともに、この乖離に対しての解決策等もお示しいただけると考えてよいか。	物価スライドの適用に用いる指標につきましては、客観性・公平性の観点から、入札公告時に公表予定の「設計建設等請負契約書(案)」にお示しする公的指標(「建設物価 建築費指数(札幌)」等)を基本とする考えです。また、当該指標のみを用いることが適当でないと思われる特別な事情がある場合には、必要に応じて、事業者から示される客観的かつ合理的な根拠資料に基づき、本市と事業者で協議を行うことも可能としたいと考えております。
19	要求水準書(案)	2	2	1				目指す施設像	「子どもからトップアスリートまで」とあるが、貴市が誘致または開催等をする大会規模の想定をお示しいただきたい。	本事業において想定している大会規模につきましては、令和7年3月に策定しました「(仮称)新スケート・カーリング場整備基本計画」の第4章「2.導入機能」にお示しているとおり、以下の規模を想定しております。 ○スケートリンク：フィギュアスケート及びショートトラックの地区大会レベル ○カーリングリンク：日本カーリング選手権大会等の全日本大会(全国大会)レベル 詳細につきましては、同計画の16ページ「施設が備えるべき要件」等をご参照ください。
20	要求水準書(案)	2	2	-2	(2)	イ		基本方針	「育てる」機能を充実させるとあるが、「育てる」ために実施するソフト面の事業について想定があればお示しいただきたい。	「(仮称)新スケート・カーリング場整備基本計画」においては、具体的な教室名やプログラム内容といった詳細なソフト事業そのものは定めておりません。一方で、同計画において「育てる」機能を重視していることから、将来的に「競技力向上プログラム」「スクール運営」「指導者育成」といったソフト事業が展開されることを想定しております。本事業においては、これらのソフト事業を効果的に実施するために必要となる施設機能や、将来の利便性を高めるための空間構成(諸室の配置や動線等)について、設計・施工の観点から創意工夫のある提案をいただくことを想定しております。

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
21	要求水準書(案)	2	2	2	(3)	イ		基本方針	全天候型施設であるつどーむの複合化から生まれる相乗効果とあるが、貴市が想定する相乗効果をお示しいただきたい。	本事業における「つどーむとの複合化から生まれる相乗効果」につきましては、令和7年3月に策定しました「(仮称)新スケート・カーリング場整備基本計画」において、主に以下の効果を想定しております。 ○多様な利用者ニーズへの対応 ウィンタースポーツ施設である「新スケート・カーリング場」と、全天候型多目的施設である「つどーむ」が機能連携することで、天候や季節にかかわらず、多様なスポーツ活動やレクリエーション需要に対応することが可能となります。 ○施設整備・運営の効率化と利便性向上 両施設を集約することで、共用部や諸室(トレーニング室等を含む)、駐車場などの重複する機能を効率化できるほか、一体的な管理・運営を行うことにより、利用者の利便性向上や維持管理費の削減等の効果が見込まれます。 ○エリアの魅力向上と防災機能の強化 両施設の連携により、集客・交流効果を相乗的に高め、新たな「スポーツ集客交流エリア」の形成を目指します。また、つどーむが有する防災機能(物資集配拠点等)についても、新施設との連携による機能向上が期待されます。 詳細につきましては、同計画の13ページ「2.つどーむ敷地の評価」及び15ページ「第4章 基本方針」等をご参照いただき、これらを実現する具体的な提案を期待しております。
22	要求水準書(案)	2	2	3	(1)			設計・施工の基本方針	先進的な技術や工夫に対する判断基準や評価項目は公告時に公開されるでしょうか。また、定性的ではなく、定量的な基準で判断されると考えてよろしいでしょうか。	本事業における提案の審査基準や評価項目につきましては、入札公告時に公表する「落札者決定基準」において詳細をお示しする予定です。評価の基準につきましては、定量的な評価だけでなく、選定委員会による定性的な評価が含まれることを想定しております。
23	要求水準書(案)	11	3	2	(1)	オ		電波障害調査	調査の結果、対策工事が必要となる場合の工事費は、別途工事、もしくは、追加工事の認識で宜しいでしょうか。	ご質問の「調査の結果、対策工事が必要となった場合」の取り扱いにつきましては、その原因が入札説明書等で示された条件と異なる場合(予期することのできない事象等)であれば、原則として本契約に基づく「追加工事(契約変更)」等での対応を予定しております。
24	要求水準書(案)	11	3	2	(1)	オ		電波障害調査	現在のつどーむでの対策工事の状況をお知らせください。	現状、電波障害対策は実施しておりません。
25	要求水準書(案)	11	3	2	(1)			土壌汚染	土壌汚染対策法にかかる状況となった場合、それに掛かる工事は、別途工事、もしくは、追加工事の認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、調査結果に伴う対策工事と同様の取り扱いとなります。万一、事業期間中に基準値を超える土壌汚染が判明し、土壌汚染対策法等に基づく対策工事が必要となった場合は、入札説明書等で示された条件と異なる「予期することのできない特別な状態」が生じたものとして取り扱います。この場合、入札公告時に公表予定の「設計建設等請負契約書(案)」における条件変更等の規定に基づき、発注者と受注者で協議の上、本契約の変更(追加工事)として、費用の負担や履行期間の延長等の措置を講じることとなります。

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
26	要求水準書(案)	11	3	2	(2)	ア		什器備品の調達支援	什器備品の調達支援は設計業務にあるが、市が決定した什器備品計画に基づく実際の調達は貴市が実施する認識で良いか。	ご認識のとおり、入札説明書等と併せてお示ししている「別添資料6 本市による調達予定の什器備品等リスト」に記載の物品（整水車、競技用備品、可動式の事務什器等）につきましては、発注者（本市）が費用を負担し、調達（契約・購入）を行うことを想定しております。 ただし、当該リストは現時点での想定品目（抜粋）をお示したものです。そのため、要求水準書等における「什器備品の調達支援」とは、このリストや既存施設の備品状況等を踏まえ、新施設の運営に必要な備品の過不足を精査し、本市による調達に向けた詳細な仕様書の作成やリストの確定作業を支援いただく業務を指します。 なお、リストに含まれない、建物と一体的に施工される造作家具（カウンター、固定棚等）や、施設機能上不可欠な固定設備につきましては、原則として本事業の「施工業務（工事費）」に含まれるものとして、事業者の責任と負担において整備していただく区分となります。
27	要求水準書(案)	14	3	3	(3)	ア	(イ)	施工範囲	工事エリアとして使用できる範囲を教えてください。（仮設事務所、職員・作業員用駐車場、残土置場等に利用）	要求水準書(案) P.3 「(6) 市民利用の妨げの防止」にお示したとおりテニスコート、パークゴルフ場、球技場及び多目的広場については、工事期間中供用を停止するため、当該範囲は原則使用可能です。また、上記以外の範囲についても、供用継続施設の運営及び利用者の安全に支障がないと認められる場合は、使用できる可能性があります。 なお、仮設利用に伴い現状からの改変が発生する場合は、事業者の費用負担による原状復帰が原則となりますので、ご注意ください。 上記を踏まえ、要求水準書を満たす仮設計画を提案願います。
28	要求水準書(案)	14	3	3	(3)	イ	(7)	施工条件	空港による水平表面の制限高さの条件および施工時間の条件があれば指示いただきたい。	提案書においては、航空法の規制を踏まえた内容としてください。なお、詳細な条件については、設計着手後の関係機関との協議によります。
29	要求水準書(案)	14	3	3	(3)	ウ	(カ)	工事車輛動線	幹線道路からの車輛入場に際し、一般利用者と工事車輛の動線・入口等を分ける必要があれば指示いただきたい。	本市としては、一般利用者と工事車両の動線・入口等は可能は限り分離することが望ましいと考えておりますが、必須とはしておりません。 要求水準書(案) P.3 「(6) 市民利用の妨げの防止」にお示したとおり、供用継続施設の運営及び利用者の安全に支障が生じない仮設計画を提案願います。
30	要求水準書(案)	15	3	3	(3)	ウ	(ケ)	各種イベント	本施設での現場研修会等を含む各種イベントにより、工事に制約（中断・不能日など）条件があれば指示いただきたい。	工事期間中の現場研修会等については現時点で計画しているものではありませんが、今後、そのような要望が出てくることも想定されることから、工事への影響がない範囲での対応について協議させていただく場合があります。 また、つどいむで開催されるイベントについては、工事が行われていることを前提に予約受付を行うため、工事への制約が発生することは原則想定していません。
31	要求水準書(案)	16	3	4				工事監理業務	非常駐という認識で宜しいでしょうか。	常駐を必須条件とはしておりません。
32	要求水準書(案)	22	4	1	(7)	イ		防災計画	つどいむとの連携・後方支援機能について本施設が「後方支援を担う」とあるが、求められる後方支援機能があれば具体的にお示しいただきたい。	本施設に係る災害発生時の後方支援機能につきましては、要求水準書(案) P.32 「4 建築設備の要求水準」の各項目をご確認ください。

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
33	要求水準書(案)	23	4	1	(11)	エ	(イ)	駐輪場	駐輪場は、利用者の利便性を考慮し、可能な限り屋根付きとすることとありますが、屋根付きとしないことも可でしょうか。	ご質問のとおり、駐輪場は屋根付きとしないことも可能です。
34	要求水準書(案)	23	4	1	(10)	ア		維持管理計画	情報通信設備（ICT）の活用により、管理・運営が行える計画との記載がありますが、具体的にイメージされている例などありましたらご教示ください。	事業者の皆様の判断のもとご提案ください。 管理運営の効率化、省力化に資する内容や、新スケート・カーリング及びつどいむの接続時の利用者管理の関連を踏まえた提案を期待しております。
35	要求水準書(案)	23	4	1	(11)	ウ	(7)	駐車場	駐車マス600台以上が駐車できると記載されていますが、普通自動車用駐車マスの幅に関して指定があればご教示ください。	現在のつどいむの普通自動車用駐車場（幅2.5m、奥行5.0m）と同程度以上の水準の確保を基本とし、事業者の皆様の判断のもとご提案ください。
36	要求水準書(案)	23	4	1	(11)	ウ		駐車場	札幌市福祉のまちづくり条例で定める基準台数に加え、車いすカーリング等を踏まえた十分な台数と記載されていますが、想定している目標台数があればお示しいたきたい。	国内、市内の類似体育施設等の整備状況も参考に、事業者の皆様の判断のもとご提案ください。
37	要求水準書(案)	24	4	1	(11)	カ		ゴミ集積所	付帯施設としてゴミ集積所の整備が求められていますが、これは新施設とは別の敷地内用の単独施設として整備する必要がありますか。	新施設に係るゴミ集積所を施設内に設置することを想定しております。
38	要求水準書(案)	24	4	1	(11)	カ	(イ)	ゴミ集積所	付帯施設としてゴミ集積所の整備が求められていますが、質疑No.37の単独施設である場合、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」等に基づく施設とはならないと考えられることから、設置位置に係る関係機関との協議は発生しないと解釈してよろしいでしょうか。	既存施設も含め敷地内の複数の施設用としてゴミ集積所を単独で設置する場合も、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づく施設と考え、設置位置等に係る協議が必要となります。
39	要求水準書(案)	24	4	1	(13)	ウ		遮音性能	両リンク間の遮音性能として求める数値があればご教示ください。	
40	要求水準書(案)	24	4	1	(13)	イ		騒音・遮音計画	施設内リンク内の騒音レベル35～40 dBA相当を確保することとあるが、数値の特段の根拠が無い場合には、提案の範疇としていただきたい。	両リンク間の遮音性能は、外部騒音に対する性能と同等とすることを基本とします。 なお、室内騒音レベルについては、現行案（35～40dB(A)相当）を緩和する方向で検討しています。詳細は入札説明書等でお示します
41	要求水準書(案)	24	4	1	(13)	ウ		遮音性能	両リンクの同時利用時に確保すべき騒音レベルは35～40dBA相当と考えて宜しいか。	
42	要求水準書(案)	25	4	1	(15)	オ		利用者動線	つどいむとの連携を検討するため、年間イベント及び利用状況の資料をご提供ください。	追加資料を提供しますので、希望する場合は、実施方針「5 問い合わせ先」に記載の問合せ先に電子メールにてお申し出ください。

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
43	要求水準書(案)	25	4	1	(15)	カ		管理者	つどーむ及び美香保体育館における現在の施設管理者の常駐人員とその役割、時間ごとの在館人数についてご教示ください。	つどーむおよび美香保体育館の人員配置につきましては追加資料を提供しますので、希望する場合は、実施方針「5 問い合わせ先」に記載の問合せ先に電子メールにてお申し出ください。 なお、時間帯ごとの詳細な在館人数等については、現指定管理者の独自の管理運営ノウハウに関わる情報のため、回答を差し控えてさせていただきます。ご了承願います。
44	要求水準書(案)	25	4	1	(15)	カ		施設の接続	利用者管理において、具体的な方法を提案することと記載があります。既存の市施設（プールや体育館等）では、受付で利用者の施設利用目的を確認し、各施設利用料徴収後、利用者は目的エリアに移動し施設利用していると状況と思いますが、この想定ではないと理解してよろしいでしょうか。	新スケート・カーリング場およびパークセンター棟の接続により、利用者の往来が可能となります。 本事業では、料金体系の異なる両施設の利用者が往来するにあたり、管理経費を過度に増大させることなく、効率的な管理・運用ができる施設を求めています。 そのため、ご意見のような従来の受付方法のみにとらわれず、施設の接続方法と、それを踏まえた効率的な管理手法（ICTの活用等）を一体のものとしてご提案ください。 なお、ここでの提案は、あくまで施設の機能性や効率性を評価するためのものであり、実際の運営主体や詳細な運営ルールを決定するものではありませんが、将来の運営を円滑かつ効率的に行えるよう、設計・施工の観点からの創意工夫を期待しております。
45	要求水準書(案)	28	4	2	(2)	イ	(ア)	リンクフェンス	「f リンクフェンスは、利用に合わせて計画すること」とございますが、必ずしも計画は必要無いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、必須項目ではありません。
46	要求水準書(案)	29	4	2	(2)	イ	(カ)	選手控室	「bリンクの中継映像を投影できるモニター設備」とございますが、リンク全体を映した映像を観ることができれば良いでしょうか。	ご認識のとおり、リンク全体の状況を把握できる設備を求めます。選手控室にいる利用者がリンクの状況を確認でき、準備を進められるようにすることを目的に設置する設備です。
47	要求水準書(案)	30	4	2	(2)	ウ	(エ)	多目的スペース	「b・・・大会規模等に応じて仮設観覧席としての利用が可能・・・」とあり「c 大会開催時における選手のウォーミングアップや開会式、その他関連諸室としての利用を想定した十分な面積と機能を有する計画とすること」とございますが、大会時に仮設観覧席がある場合、cに記載の使い方について、多目的スペースのエリアを分けて同時利用を想定するという解釈でしょうか。もしくは同時利用は無いという考えでしょうか。	大規模な大会時など仮設観覧席数が相応に必要となる場合は同時利用は困難と考えております。一方で、小規模な大会などで、仮設観覧席数が限られる場合には、ウォーミングアップや開会式、その他関連諸室としての同時利用も可能となる提案を期待します。
48	要求水準書(案)	30	4	2	(2)	ウ	(フ)	エントランスホール	c 利用者の見やすい位置にわかりやすい掲示スペースを設けることとあるが、掲示スペースの必要面積、掲示方法（デジタルサイネージ、掲示板等）について市が想定している仕様があればご教示いただきたい。	掲示スペースについては、施設のイベントやお知らせ等を紙ベースで掲示するスペースを想定しており、具体的な仕様については提案願います。 また、「要求水準書p36サ情報表示設備(エ)」に記載のとおり、上記とは別に、行事案内、大会スケジュール、利用案内等を行えるデジタルサイネージ等の案内表示についても併せて提案願います。

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
49	要求水準書(案)	31	4	2	(2)	ウ	(キ)	機械室・電気室	電気室上部には水回り・給排水ルートを設けないとの記載について、隣接面(側壁)に給排水配管の敷設は許容されるかご教示いただきたい。	電気室内への給排水管の敷設につきましては、一般社団法人 公共建築協会が編集・発行している「建築設備設計基準」に記載のとおり、不可とお考えください。
50	要求水準書(案)	33	4	4	(2)	ア	(ク)	選手控室	「リンクの水温管理については、アイスメイク室において管理できること」とございますが、整氷関係の機器が設置されている機械室で管理できることとさせていただきます。スケートリンクの水温管理をカーリングホール付属のアイスメイク室にて行うには動線上も不便さがあります。	リンクの水温管理を行う諸室に関する記載につきましては、頂いたご意見のほか、他施設の整備状況などを考慮し、入札説明書等の公表に向けて改めて検討いたします。
51	要求水準書(案)	34	4	4	(3)	ウ	(フ)	幹線・動力設備	ゾーン別に幹線系統を分割・明確化との記載がありますがゾーニング区分の具体的な定義等がございましたら御提示頂けますでしょうか。	幹線系統の分割・明確化につきましては、一般社団法人 公共建築協会が編集・発行している「建築設備設計基準」を基に電気容量等から適正に区分分けを行うほか、機器故障時や改修時などに他エリアへ与える影響が最小限となるよう、区分することを想定しております。
52	要求水準書(案)	35	4	4	(3)	ケ	(キ)	公衆無線LAN環境	「建物内の供用エリアにおいて大規模大会時にも使用可能な公衆無線LAN環境を整備すること」とございますが、A工事にて機器配置スペース、電源供給、配線ルートの構築までとし、公衆無線LANサービスを提供する事業者は市にて手配することでよろしいでしょうか。	ご質問にあります「A工事」とは、本事業における工事と解釈し回答いたします。本施設における無線LANの整備に関して、頂いたご意見のほか、他施設の整備状況などを考慮し、設備整備に係る工事区分に関して、入札説明書等の公表に向けて改めて検討いたします。
53	要求水準書(案)	35	4	4	(3)	ケ	(キ)	構内情報通信網設備	大規模大会時にも使用可能な公衆無線LAN環境との記載がありますが想定されるピーク時の同時接続利用者数の目安がございましたら御提示頂けますでしょうか。	
54	要求水準書(案)	35	4	4	(3)	ケ	(キ)	公衆無線LAN環境	現在のつどーむでの敷設状況をお知らせください。	現在、つどーむに公衆無線環境は敷設しておりません。
55	要求水準書(案)	35	4	4	(3)	ケ	(ク)	携帯電話アンテナ	「携帯電話については全キャリアが施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと」とございますが、A工事にて機器配置スペース、電源供給、配線ルートの構築までとし、各キャリアのアンテナ設置等の手配は市にて行うことでよろしいでしょうか。	ご質問にあります「A工事」とは、本事業における工事と解釈し回答いたします。本施設における携帯電話の通信に関して、頂いたご意見のほか、他施設の整備状況などを考慮し、設備整備に係る工事区分に関して、入札説明書等の公表に向けて改めて検討いたします。
56	要求水準書(案)	35	4	4	(3)	ケ	(ク)	携帯電話アンテナ	現在のつどーむでの設置状況をお知らせください。	現在、つどーむには携帯キャリア1社のアンテナを設置しております。

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
57	要求水準書(案)	35	4	4	(3)	ク	(7)	太陽光発電設備	最低容量は100kW以上とあるため、容量の大小が評価に影響する可能性があると考えます。 また、既存施設(つどーむ)を含む施設内消費が原則ということですが、既設施設の消費量をご教示いただきたい。	本市としては、限られた事業費の中でよりよい施設となるよう要求水準書(案)を作成したものであり、求める水準以上の提案があり、それが評価の視点に適合する場合には評価対象となる可能性があります。 なお、現時点では、太陽光発電設備に限らず、より多様な再生可能エネルギーや省エネルギー等の環境負荷低減を求める要求水準となるよう、記載の修正を検討しております。詳細な要求水準につきましては、入札説明書等において改めてお示しいたします。 なお、既存施設の電力消費量に関しては、参考となるデータを追加資料として提供しますので、希望する場合は、実施方針「5 問い合わせ先」に記載の問合せ先に電子メールにてお申し出ください。
58	要求水準書(案)	36	4	4	(3)	サ	(1)	時計システム	「親子式の時計システム」の設置とございますが、一般的な電波時計の設置も可としていただきたい。	本施設の時計システムにつきまして、要求水準書(案)に記載する意図としては、維持管理性の面から、自動での時刻合わせが可能、かつ、本施設内の各時計の示す時刻が同時刻であることを求める意図であることから、頂いた意見を参考に、時計システムの記載に関して、入札説明書等の公表に向けて改めて検討いたします。
59	要求水準書(案)	36	4	4	(3)	サ	(1)	案内表示	「デジタルサイネージ等の案内表示を整備すること」とございますが、設置箇所数は1か所と考えてよろしいでしょうか。	案内表示につきましては、本施設の利用者の方が、施設内でどのようなイベントや競技が行われているのか、目的の場所へ行くためにはどのような経路を通ればいいのかなど、利便性の向上に繋がるような設備となることを求めており、具体的な設置箇所数などを限定するものではありません。
60	要求水準書(案)	36	4	4	(3)	サ	(1)	競技用時計システム	「カーリングリンク内に競技用時計システムを設置すること」とございますが、通例は別途工事で配線、電源供給をA工事ですることが多いです。今後のシステム変更対応も含めて設置を市にて行うことでよろしいでしょうか。	ご質問にあります「A工事」とは、本事業における工事と解釈し回答いたします。本事業においては、競技に必要な情報を表示するモニターを整備するほか、競技の際に使用が想定されるパソコンやモニターが必要な台数接続できるよう、配線や配管を敷設することを想定しており、実際に時間管理を行うためのパソコンについては別途調達とお考え下さい。
61	要求水準書(案)	36	4	4	(3)	サ	(1)	競技用時計システム	「カーリングリンク内に競技用時計システムを設置すること」とございますが、ショットトラック、フィギュアの競技用システムは通常通り、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本事業とは別とお考え下さい。ただし、要求水準書(案)P.21「(4)キ」にお示ししているとおり、持ち込みが想定される計測機器等の設置を前提とした施設計画が求められるので、ご留意ください。
62	要求水準書(案)	36	4	4	(3)	シ	(1)	配線ルート	「空配管・ケーブルラック等による配線ルートを構築すること」とございますが、「構築」を「確保」等の文言への変更をお願いいたします。	要求水準書(案)にあります「構築」という記載につきましては、頂いたご意見を参考に、記載の文言に関して、入札説明書等の公表に向けて改めて検討いたします。
63	要求水準書(案)	37	4	4	(3)	ス	(1)	拡声設備	本施設及びつどーむへの各種放送が一元化して行える計画との記載がありますがつどーむ側の現行システム仕様(メーカー、通信方式、設置場所、インターフェース等)の詳細を御提示頂けますでしょうか。	つどーむの非常・業務放送設備は、パナソニック製の機器(WU-ER500A)を使用しております。 その他の設置場所やシステム系統等については、希望者に提供可能な「資料②つどーむの竣工図等を含む図面」のうち、関連する工事の資料(2020_スポーツ交流施設(つどーむ)改修弱電設備工事)をご確認ください。

(仮称)新スケート・カーリング場整備事業 実施方針等に関する質問等及び回答

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細目2	項目名	質問・意見の内容	回答
64	要求水準書(案)	37	4	4	(3)	ツ	(エ)	火災報知設備	本施設及びつどーむへの自動火災報知設備及び自動閉鎖設備の状態・警報監視等が一元化して行える計画との記載がありますがつどーむ側の現行システム仕様(メーカー、通信方式、設置場所、インターフェース等)の詳細を御提示頂けますでしょうか。	つどーむの自動火災報知設備は、ホーチキ製の機器(HRN-AFW254FGA)を使用しております。 その他の設置場所やシステム系統等については、希望者に提供可能な「資料②つどーむの竣工図等を含む図面」のうち、関連する工事の資料(2018_札幌コミュニティドーム自動火災報知設備改修工事)をご確認ください。
65	要求水準書(案)	38	4	4	(3)	テ	(カ)	中央監視設備	本施設及びつどーむ双方に機器情報を移報し中央監視設備の状態・警報監視等が一元化して行える計画との記載がありますがつどーむ側の現行システム仕様(メーカー、通信方式、設置場所、インターフェース等)の詳細を御提示頂けますでしょうか。	つどーむの中央監視設備は、アズビル製のシステム(savicnet FXmini)を使用しております。 その他の設置場所やシステム系統等については、希望者に提供可能な「資料②つどーむの竣工図等を含む図面」のうち、関連する工事の資料(2020_スポーツ交流施設(つどーむ)改修空調設備工事)をご確認ください。
66	要求水準書(案)	41	5	3	(1)	エ	(イ)	排水設備	排水停止期間中はつどーむの施設利用も合わせて停止する想定と考えてよろしいでしょうか。	本施設の整備期間中に利用休止可能な箇所につきましては、要求水準書(案)P.3「(6)市民利用の妨げの防止」にお示ししたとおりであり、ここに記載のない箇所については、供用を継続することとしております。 ご質問にあります排水停止期間につきましては、大規模イベント開催日などを避け、アリーナ棟の運営に大きな支障とならない日に実施するよう施設管理者等と工程調整を行い、施工することを想定しております。
67	要求水準書(案)別添資料2	9						インフラ状況	おにおん橋とつどーむ橋の耐荷重をご教示願います。	以下の設計基準に基づき整備されています。 おにおん橋:TL-25 A活荷重 つどーむ橋:TL-25 B活荷重 詳細な図面等については、希望者に提供可能な「資料②つどーむの竣工図等を含む図面」の竣工図をご確認ください。
68	要求水準書(案)別添資料10							騒音調査結果	「札幌市スポーツ交流施設内騒音調査業務 報告書」P52以降の音圧レベル周波数特性について、各周波数毎の音圧レベルを数値でご提示お願いいたします。	追加資料を提供しますので、希望する場合は、実施方針「5 問い合わせ先」に記載の問合せ先に電子メールにてお申し出ください。
69	要求水準書(案)別添資料10	51-58	5	3				音圧レベル	図5-1~5-7における音圧レベル周波数特性結果にプロットされている音圧レベルの実測数値データをご提供ください。	追加資料を提供しますので、希望する場合は、実施方針「5 問い合わせ先」に記載の問合せ先に電子メールにてお申し出ください。
70	その他(意見)								昨今の工事価格高騰により、最終的な工事価格の算定段階で入札上限価格を超過し、応札不調(入札書を提出できない)となる事例が増えております。長期間にわたり公募に向けて検討した成果が活用されないのは誠に惜しく、他社グループが選定された場合であっても、施設計画等の参考となり得る知見が含まれていると存じます。つきましては、上限価格超過の場合にも受領いただける機会を設けていただけますようお願い申し上げます。	事業者選定手続きの詳細は、入札説明書及び落札者決定基準にてお示ししますが、入札書と技術提案書等を提出頂いた後に、開札手続きを行うことを想定しております。